

特定証券情報

【表紙】	特定証券情報
【公表書類】	2017年3月3日
【提出日】	株式会社日本取引所グループ (Japan Exchange Group, Inc.)
【発行者の名称】	取締役兼代表執行役グループCEO 清田 瞭
【代表者の役職氏名】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【本店の所在の場所】	(03)3666-1361
【電話番号】	常務執行役CFO 岩永 守幸
【事務連絡者氏名】	社債
【有価証券の種類】	金20,000百万円
【有価証券の発行価額の総額】	
【プログラム情報の内容】	

公表日	2017年1月31日
発行予定期間	2017年2月1日から2018年1月31日まで
発行残高の上限	20,000百万円

【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、株式会社日本取引所グループ第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付・特定投資家限定）（以下、「本社債」という。）を、TOKYO PRO-BOND Marketへ上場する予定であります。上場に際しては、「第一部 証券情報 第1 特定投資家向け取得勧誘の要項」に記載の特定投資家向け取得勧誘を行う予定です。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	http://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/announcement/index.html
【有価証券報告書の提出状況】	当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。

【投資者に対する注意事項】

- TOKYO PRO-BOND Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO-BOND Marketの上場債券の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。
- 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下、「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうち重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- TOKYO PRO-BOND Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。投資者

は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO-BOND Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。
- 5 本社債に係る特定投資家向け取得勧誘（法第4条第3項第1号に定める特定投資家向け取得勧誘をいう。以下同じ。）に関し法第4条第1項から第3項までの規定による届出は行われていません。
- 6 本社債は特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に定める特定投資家向け有価証券をいう。以下同じ。）に該当します。
- 7 本社債を取得した者は、以下のいずれかに該当する場合を除き、本社債を特定投資家等以外の者に譲渡できません（以下、「転売制限」という。）。
 - (1) 当社又は当社の特定役員（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第11条の2第1項第2号ハに定める特定役員をいう。以下同じ。）若しくはその被支配法人等（同条第3項に定める被支配法人等をいう。ただし、当社を除く。以下同じ。）に対して譲渡する場合
 - (2) 当社の総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の50を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する会社に対して譲渡する場合
- 8 本社債を取得しようとする者が転売制限を遵守することに同意することが本社債の取得の条件となっています。
- 9 本社債に係る有価証券交付勧誘等（法第4条第2項に定める有価証券交付勧誘等をいう。以下同じ。）について、法第4条第3項、第5項及び第6項の適用があります。
- 10 本社債に係る特定証券等情報（法第27条の33に定める特定証券等情報をいう。以下同じ。）は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第210条に基づきTOKYO PRO-BOND Marketにより管理されるウェブサイト（<http://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/issues/index.html>又はその機能を承継したウェブサイト）への掲載を継続して行う方法により公表されています。
- 11 本社債の所有者に対し、法第27条の32の規定により発行者等情報（法第27条の34に定める発行者等情報をいう。以下同じ。）の提供又は公表が行われます。

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1【新規発行社債】

銘柄	株式会社日本取引所グループ第1回無担保社債 (社債間限定同順位特約付・特定投資家限定)
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.355%
利払日	毎年3月16日及び9月16日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下、「償還期日」という。)までこれをつけ、2017年9月16日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月16日及び9月16日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)13. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2027年3月16日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2027年3月16日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記「(注)13. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
特定投資家向け取得勧誘の方法	特定投資家私募
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2017年3月3日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2017年3月16日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限

	<p>り、当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）を行う場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. 前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>
格付に関する情報	<p>株式会社格付投資情報センター（以下、「R & I」という。）</p> <p>詳細は、別記「（注）1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付」記載のとおり。</p>

（注）1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本社債について、R & I からAA+の信用格付を2017年3月3日付で取得している。

R & I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & I の意見である。R & I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R & I : 電話番号 (03)6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。）

（以下、「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失し、遅滞なく本（注）4に定める方法により本社債の社債権者にその旨を公告する。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
 - (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し5営業日以内にその履行をしないとき。ただし、5営業日以内に弁済の提供がなされ直ちにその旨の公告がなされた場合にはこの限りではない。
 - (3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。
 - (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
 - (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
4. 社債権者に通知する場合の公告の方法
- 本社債に関して社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを行う。
5. 社債管理者の不設置
- 本社債は会社法（平成17年法律第86号。）第702条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。
6. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人
- 株式会社みずほ銀行
7. 社債要項の変更
- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）6を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - (2) 裁判所の認可を受けた前（1）の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下、「本種類の社債」と総称する。）を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。
8. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本種類の社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）4に定める方法により公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
9. 社債要項の公示
- 当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
10. 届出の免除等
- (1) 本社債に係る特定投資家向け取得勧誘に関し法第4条第1項から第3項までの規定による届出は行われていない。
 - (2) 本社債は特定投資家向け有価証券に該当する。

- (3) 本社債を取得しようとする者が本（注）11に規定する事項を遵守することに同意することが本社債の取得の条件となっている。
- (4) 本社債に係る有価証券交付勧誘等について、法第4条第3項、第5項及び第6項の適用がある。
- (5) 本社債に係る特定証券等情報は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第210条に基づきTOKYO PRO-BOND Marketにより管理されるウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/issues/index.html>又はその機能を承継したウェブサイト) への掲載を継続して行う方法により公表されている。
- (6) 本社債の所有者に対し、法第27条の32の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われる。

11. 転売制限

本社債を取得した者は、以下のいずれかに該当する場合を除き、本社債を、特定投資家等以外の者に譲渡することはできないものとする。

- (1) 当社又は当社の特定役員（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第11条の2第1項第2号ハに定める特定役員をいう。）若しくはその被支配法人等（同条第3項に定める被支配法人等をいう。ただし、当社を除く。）に対して譲渡する場合
- (2) 当社の総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。）の100分の50を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する会社に対して譲渡する場合

12. 告知義務

本社債を取得した者が法第23条の13第3項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等により当該本社債を譲渡する場合には、下記の事項について、予め又は同時にその勧誘対象者に対し告知するものとする。

- (1) 当該特定投資家向け売付け勧誘等に関し、法第4条第1項から第3項までの規定による届出が行われていないこと。
- (2) 本社債が特定投資家向け有価証券に該当すること。
- (3) 本社債の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて本社債の買付けを行おうとする者との間において、本（注）11に規定する事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件とすること。
- (4) 当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る本社債の有価証券交付勧誘等について、法第4条第3項、第5項及び第6項の適用があること。
- (5) 本社債に係る特定証券等情報及び（公表されている場合には）発行者等情報は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第210条及び第217条に基づきTOKYO PRO-BOND Marketにより管理されるウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/issues/index.html>又はその機能を承継したウェブサイト) への掲載を継続して行う方法により公表されていること。
- (6) 本社債の所有者に対し、法第27条の32の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

13. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	6,000	1. 本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金30銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	6,000	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	6,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
計	—	20,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (百万円)	発行諸費用の概算額 (百万円)	差引手取概算額 (百万円)
20,000	64	19,936

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額19,936百万円は、6,000百万円を上限として2017年7月28日までに自己株式の取得資金に、残額を2018年3月31日までに子会社からの借入金の返済資金に充当する予定であります。

第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

TOKYO PRO-BOND Marketへの上場について

当社は、大和証券株式会社、野村證券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社を主幹事証券会社として、本社債をTOKYO PRO-BOND Marketへ上場する予定であります。

第二部 【企業情報】

当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しているため、記載を省略しております。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しているため、記載を省略しております。

第四部 【発行者の保証会社の情報】

該当事項はありません。